

令和3年度（2021年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施のガイドライン

令和2年（2020年）12月21日

熊本県教育委員会

入学者選抜においては、十分な感染拡大防止対策を講じた上で検査を実施し、受検機会の確保を図ることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避すること、また、受検生や検査監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に検査実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインを踏まえ、県立特別支援学校長にあつては各検査場の衛生管理体制の構築に当たり、出身中学校長等にあつては受検生に対して適切に対応すること。なお、今後、新たな感染の拡大等により、変更が必要となった場合は、別途通知する。

1 検査場の衛生管理体制等の構築

各県立特別支援学校は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施すること。

（1）事前の準備

①検査室の座席間の距離の確保

検査場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、受検生間（左右は肩と肩、前後は胸と背中）に原則1メートル以上の間隔を確保すること。（P. 8 例1参照）

②マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内における飛沫感染防止のためのマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。ただし、特別な事情により、マスクの着用が困難な受検生においては、別室での受検を考慮すること。（詳細は1（1）④を参照）また、検査場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。なお、不足が生じないように、計画的に準備を進めること。

③検査監督者等の体調管理等

当日検査業務に携わる検査監督者等については、検査前7日程度を目安に、各

自で毎朝の検温の結果等を記録すること。体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

④別室の確保

以下の i ～ vi の対象者については、基本的にそれぞれ別室を想定しておくこと。別室においては、2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、可能であれば保健室から近い方が望ましい。

なお、本人には発熱等はないものの、家族や引率者等に発熱・咳等症状のある者については必要に応じて考慮すること。

- i 体調不良者（通常の疾患やけが等）
- ii インフルエンザ等感染症感染者（新型コロナウイルス感染症感染者以外）
- iii 当日発熱・咳等の症状のある者
- iv 特別の事情によりマスクの着用が困難な者
- v 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があつたりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者
- vi 学校が教育の対象としている障がいに対して行う通常の配慮以外の合理的配慮を要する者

⑤検査室の清掃及び机、椅子の消毒

検査前日は検査室の清掃を十分に行い、消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用して、机、椅子の拭き取りを行うこと。また、検査日程が連続する場合には、当日の検査終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をすること。

検査開始前の72時間以内に、生徒、職員等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること。

⑥面接及び個別検査、実技検査の実施

受検生同士及び評価者との距離は、面接については原則2メートル以上、個別検査については原則1メートル以上を確保し、気候上可能な限り常時ドアを開放しておくこと。困難な場合はこまめに換気（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）を行うこと。（P. 8 例2、例3参照）

また、実技検査については、身体接触を伴う実技は行わないこととし、発声を伴う作業報告などについては、接触及び飛沫による感染防止対策を講じた上で、個別に実施すること。器具や用具を共用で使用する場合は、受検生に、使用前後の手洗い及び手指消毒を行わせるとともに、使用毎に器具等の消毒を行うこと。

⑦集合時及び検査場への入場方法の検討

集合時、やむを得ず一堂に集合させる場合は、受検生同士の間には1メートル以上の間隔を取り、会話を控えさせ、十分に換気を行うこと。また、入場開始時間を早めることなどにより、検査開始までの時間に余裕を持たせたり、受検番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑧トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す視覚的に分かりやすい案内紙を掲示したり、声を掛けたりするなどの支援を行うこと。可能な範囲でトイレのための休憩時間の確保について工夫すること。また、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受検生に対し、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保すること。

⑨検査終了時の検査室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各検査室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

⑩引率者等控室の設置

検査場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受検以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、引率者等控室については受検生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。（詳細は（2）①～③を参照）

なお、引率者等に発熱、咳等の症状がある場合は入場を認めず、自家用車等での待機とすること。

⑪検査監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。マスク着用に当たっては、フェイスシールド・マウスシールドのみは認めないこととするが、聴覚障がい者等である受検生に対

して口唇を示す必要がある監督者等、特に必要がある場合には、身体的距離を2m以上確保した上で認めることとする。

また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑫関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、検査場ごとの受検生リストを作成しておくこと。

(2) 検査当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。ただし、特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長等を通じて受検する特別支援学校に申し出ること。

また、フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは認めない。ただし、聴覚障がいのある受検生等においては、状況に応じてフェイスシールドやマウスシールドのみの着用を認める。また、休憩時間や昼食時等については他者との接触、会話を控えるよう指示すること。

②検査場入場前の対応

非接触体温計などによる検温を行い、発熱がある場合は、受検生の体調を十分確認の上、別室での受検、特別措置の申請等の対応を検討すること。

③検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。検査監督者等についても同様である。

④発熱・咳等の症状のある受検生への対応

検査開始前に発熱・咳等の症状の有無を検査監督者より確認し、発熱・咳等の症状のある受検生がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受検を提示すること。受検生が医療機関で受診していない場合は、他の別室と分けて検査室を確保し(1(1)④iii)、状況について出身中学校長に連絡すること。

検査中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受検生に影響があると検査監督者が判断した場合は、検査場本部に連絡の上、その受検生の受検を中断し、別室での受検に切り替えること。

⑤体調不良の検査監督者等への対応

当日検査業務に携わる検査監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

⑥換気の実施

可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも各検査等(1教

科) 終了ごとに、できるだけすべての窓を、少なくとも10分以上開放すること。

⑦昼食時の対応

昼食時の受検生同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、食事用控室の開放等を行わず、受検生には昼食持参と検査における指定した席での食事を指示すること。

⑧検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検生への周知を行うこと。

(3) 検査終了後

①検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを指示し、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

②検査室の机、椅子の消毒

各日の検査終了後、消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。なお、検査に使用した道具、トイレ、手すりについても、同様の対応をすること。

③保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、受検生や検査監督者等の新型コロナウイルス感染が判明した場合には当該検査場の学校は、すみやかに域内の保健所及び熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課、熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課、熊本県教育庁教育総務局学校人事課と連携を図ること。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

2 受検生及び保護者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検生自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、出身中学校長等はあらかじめ受検生及び保護者に次の点を周知しておくこと。

①自主検温

検査日の7日前から、毎朝、体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

受検生は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医

療機関での受診を行うこと。

③受検できない者

受検生の安全・安心の確保、感染拡大防止の観点から、次の i ～ iv に該当する者については受検を認めない。

ただし、ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科を除く高等部等入学者選抜においては、後述の特別措置の申請を可能とする。

- i 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者
- ii 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者
- iii 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者で、検査当日が感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間以内にある者（無症状の濃厚接触者も含む）
- iv 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者

④検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検生は、その旨を検査監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自飛沫感染防止のためのマスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検生本人確認の際及び昼食時以外は常に着用すること。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみでの受検は認めない。ただし、聴覚障がいのある受検生等においては、状況に応じてフェイスシールドやマウスシールドのみの着用を認める。

特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長等を通じて受検する特別支援学校に申し出ること。また、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を控えること。

発熱・咳等の症状がある引率者等の入場は認めないこと。

⑤検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食が必要な日は持参し、検査における指定された席で食事をとること。

⑥予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑦「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三

つの密」の回避などを行うとともに、体調管理に心がけること。

3 特別支援学校高等部等入学者選抜の特別措置の対象者

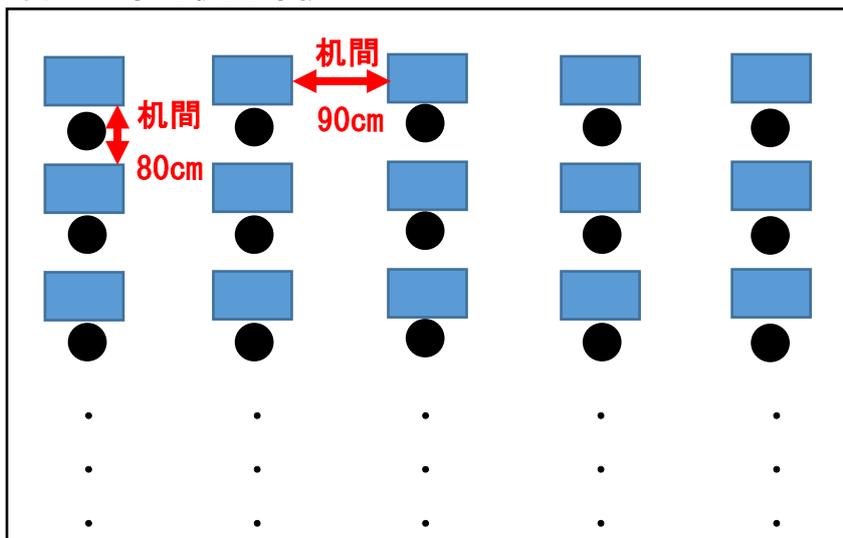
ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科を除く高等部等入学者選抜においては、下記の①～⑤の対象に該当し、出願者の出身学校から出願先の特別支援学校長に連絡があり、「特別措置願」を申請期間以内に提出し、承認を得た場合は、特別措置を行う。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者
- ② 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、選抜検査当日が感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間以内にある者
- ④ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者
- ⑤ ①～④以外に「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」に基づき、出身学校で出席停止の期間内にある者

特別措置については、令和3年度（2021年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜要項及び各特別支援学校の募集要項を参照のこと。

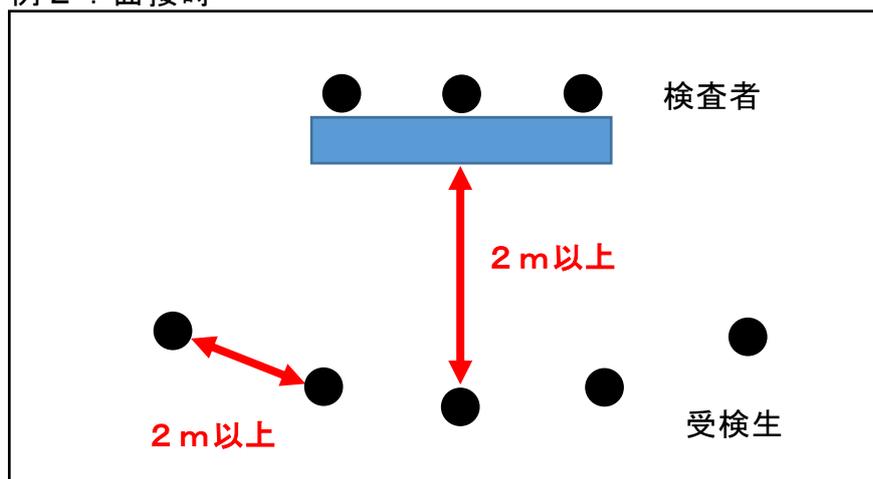
また、ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校専門学科の入学者選抜においては、特別措置は講じない。ただし、両校に出願したが、新型コロナウイルス感染症に係る理由から、受検することができなかった者で、かつ他の日程の高等部等入学者選抜も受検しなかった者については、出身中学校長から出願先の特別支援学校長へ連絡の上、県教育委員会の承認を受け、ひのくに高等支援学校又は鏡わかあゆ高等支援学校専門学科の二次募集への出願を認める。

例 1 : 学力検査等教室



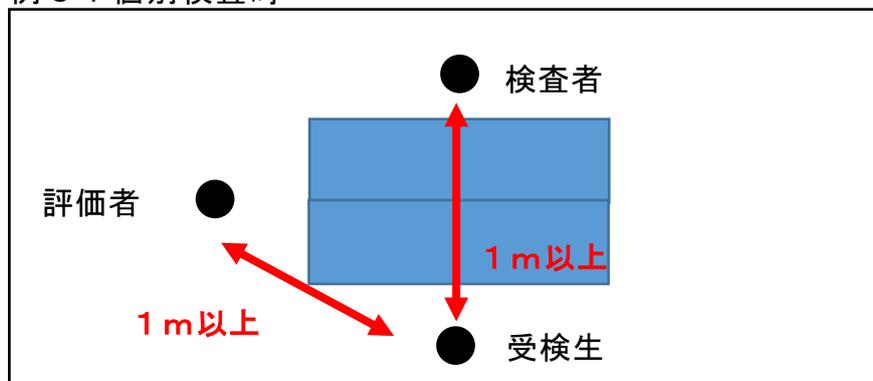
※受検生間が1 m以上となるよう、図のように机間距離を少なくとも左右 90 cm、前後 80 cm確保すること。

例 2 : 面接時



※受検生同士及び評価者との距離 2 m以上確保すること。

例 3 : 個別検査時



※受検生同士及び評価者との距離 1 m以上確保すること。